



○ 教育基本法

法律ということには堅苦しいようなイメージがありませんか？私は昔、教員採用試験を受けるために教育に関する法律などを暗記しようとしていました。そのため内容の深く意味することや大切さや必要性などについて本当に理解したとはいえない状況だったと思います。長年学校という職場で教師という業務を行ってきた今、あらためて読んでみるとすごい文章だと実感できます。

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

現在の世界情勢は紛争などにより望ましくない状況ですが、そのようなことも盛り込まれています。新学期の始まりにあたり、両校の第一回職員会議で教職員の皆さんに読んでもらいました。学生対応などに悩むことがあってもこの文章をよりどころにすれば解決の糸口が見えてくるのではないのでしょうか。

また、教師にとっての指針となるばかりでなく、学ぶ側の学生諸君も上の文章をじっくり読んでみてほしいと思います。自分がどのように成長していくのかということが見えてくるのではないのでしょうか。特に卒業後社会に巣立っていく若者たちに具体的な取り組みを投げかけてくれる文章だと思います。

○ 自校自賛

学校にある植物いろいろ



ノースポール (カンシロギク)



ローズマリー



イチゴ (苺)



ホトケノザ (仏の座)